

令和 7 年度 京丹後市文化芸術事業の評価・分析作業について

●評価の基本方針

京丹後市文化芸術振興計画の骨子である以下の基本方針に沿って、有効な施策が実施できているかを京丹後市文化芸術振興審議会（以下、審議会）が検証・評価を行う。

- | | |
|--------|--------------------|
| 基本方針 1 | 活動機会を充実させます |
| 基本方針 2 | 人材をはぐくみます |
| 基本方針 3 | 公共施設などを使いやすく整備します |
| 基本方針 4 | 次世代へ文化的資源を継承します |
| 基本方針 5 | 情報を発信します |
| 基本方針 6 | 文化芸術をまちづくりに広く活かします |

●審議会が実施する評価の具体的手法①

京丹後市が主催・共催する文化芸術施策について、毎年度、事業評価表を提出させ、事業の進捗を確認する。

●審議会が実施する評価の具体的手法②

各基本方針の進捗確認に効果的と判断される事業を、審議会の委員が可能な限り視察し、調査報告書を作成する。

各委員から提出された調査報告書は、文化芸術振興審議会場で、事業の評価のための資料として活用する。

※視察の詳細は資料 4 参照